

平成 25 年度 第 2 回 (H26.3 実施)

運行管理者試験問題【貨物】

(制限時間 90 分)

1. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 次の記述のうち、貨物自動車運送事業法における定義として誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。
2. 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
3. 貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
4. 特別積合せ貨物運送とは、一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を組み合わせることで他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

(行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)

問 2 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が法令の定めにより公表すべきとされている輸送の安全に係る事項として誤っているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
3. 統括運行管理者及び運行管理者の職務及び権限
4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

問3 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程（運行管理規程）を定めること。
2. 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存すること。
3. 異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずること。
4. 休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させること。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。以下同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び（ A ）を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために（ B ）を与えなければならない。
 - 一 酒気帯びの有無
 - 二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - 三 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認
2. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び（ C ）について報告を求め、かつ、酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、法令の規定による（ D ）についても報告を求めなければならない。

- | | | |
|---|----------|----------|
| A | 1. 指導 | 2. 確認 |
| B | 1. 適切な助言 | 2. 必要な指示 |
| C | 1. 健康の状態 | 2. 運行の状況 |
| D | 1. 通告 | 2. 確認事項 |

問 5 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の事業用自動車に係る運行記録計（道路運送車両の保安基準の規定に適合する運行記録計。以下同じ。）による記録についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 事業者は、法令に定める事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。
2. 事業者は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、運行記録計による記録を行わなければならない。
3. 事業者は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、運行記録計による記録を行わなければならない。
4. 事業者は、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車に係る運転者等の業務について、運行記録計による記録を行わなければならない。

問 6 貨物自動車運送事業者の過労運転等の防止についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 一般貨物自動車運送事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者（以下「運転者」という。）又は特定自動運行保安員を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、2ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。
2. 貨物自動車運送事業者は、運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）の生活状況を把握し、疲労等により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。
4. 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が150キロメートルを超えるものごとに、①主な地点間の運転時分及び平均速度 ②乗務員等が休憩又は睡眠をする地点及び時間 ③交替するための運転者を配置する場合にあっては、運転を交替する地点について事業用自動車の運行の業務に関する基準を定めなければならない。

問7 一般貨物自動車運送事業者の自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書の提出についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業用自動車^①が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起し、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触した事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書（以下「報告書」という。）3通を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
2. 道路交通法に規定する酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴う事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、報告書3通を当該事故に係る事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
3. 事業用自動車^②が高速自動車国道法に定める高速自動車国道又は道路法に定める自動車専用道路において、6時間以上自動車の通行を禁止させた事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、報告書3通を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
4. 自動車の装置（道路運送車両法第41条に掲げる装置をいう。）の故障により、事業用自動車^③が運行できなくなった場合には、報告書に当該事業用自動車の自動車検査証の有効期間、使用開始後の総走行距離等所定の事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

問8 一般貨物自動車運送事業者が運転者に記録させる業務の記録についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 運転を交替した場合にあっては、その地点及び日時を当該業務を行った運転者ごとに記録させなければならない。
2. 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点、日時及び休憩の方法を当該業務を行った運転者ごとに記録させなければならない。
3. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車の運行の業務に従事した場合にあっては、貨物の積載状況を当該業務を行った運転者ごとに記録させなければならない。
4. 業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離を当該業務を行った運転者ごとに記録させなければならない。

2. 道路運送車両法関係

問9 道路運送車両法の目的についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての（ A ）等を行い、並びに安全性の確保及び（ B ）その他の環境の保全並びに整備についての（ C ）を図り、併せて自動車の整備事業の健全な（ D ）に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

- | | | |
|---|-----------|----------|
| A | 1. 公証 | 2. 認証 |
| B | 1. 耐久性の確保 | 2. 公害の防止 |
| C | 1. 情報の活用 | 2. 技術の向上 |
| D | 1. 発達 | 2. 経営 |

問10 自動車の検査等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。（※法改正により一部改変）

1. 検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかったときは、当該自動車に表示してはならない。

2. 自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。

3. 自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。

4. 指定自動車整備事業者が交付した有効な保安基準適合標章を自動車に表示している場合であっても、当該自動車に自動車検査証を備え付けなければ、これを運行の用に供してはならない。

問11 事業用自動車の日常点検基準についての次の記述のうち、走行距離、運行時の状態から判断した適切な時期に点検を行えばよいとされているものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. ブレーキの液量が適当であること。
2. タイヤの溝の深さが十分であること。
3. 原動機ファン・ベルトの張りが適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。
4. 灯火装置及び方向指示器の点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12メートル、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。
2. 自動車の前面ガラス及び側面ガラス（告示で定める部分を除く。）は、フィルムが貼り付けられた場合、当該フィルムが貼り付けられた状態においても、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるものでなければならない。
3. 車両総重量が20トン以上のセミトレーラをけん引するけん引自動車には、灯光の色が黄色であつて点滅式の灯火を車体の上部の見やすい個所に備えることができる。
4. 停止表示器材は、夜間200メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであることなど告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3. 道路交通法関係

問13 合図等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両等（自転車以外の軽車両を除く。）の運転者は、左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするときは必ず警音器を鳴らさなければならない。
2. 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。
3. 車両（自転車以外の軽車両を除く。）の運転者が同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときの合図を行う時期は、その行為をしようとする地点から30メートル手前の地点に達したときである。
4. 車両（自転車以外の軽車両を除く。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向に進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為を終わるまで当該合図を継続しなければならない。

問 14 道路交通法に定める最高速度違反行為についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両の運転者が最高速度違反行為を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下同じ。）の業務に関してした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の（ A ）が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な（ B ）の管理を行っているとは認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に（ C ）し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを（ D ）することができる。

- A 1. 所有者 2. 使用者
B 1. 運行 2. 乗務
C 1. 教育 2. 指導
D 1. 勧告 2. 指示

問 15 徐行及び一時停止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両は、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は法令の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

2. 車両等は、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するときは、徐行しなければならない。

3. 車両等は、横断歩道等（当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道等による歩行者等の横断が禁止されているものを除く。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。

4. 車両は、歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

問 16 運転免許（以下「免許」という。）の仮停止等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 免許を受けた者が自動車等の運転に関し、交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法第72条（交通事故の場合の措置）第1項前段の規定（交通事故があったときは、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。）に違反したときは、その者が当該事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して30日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下「仮停止」という。）をすることができる。
2. 免許を受けた者が自動車等の運転に関し、酒気を帯びて車両を運転し、その運転をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態。）であった者が、交通事故を起こしたときは、当該交通事故の発生場所を管轄する警察署長は、事故による死者又は負傷者がいない場合であっても、その者に対し、免許の効力の仮停止をすることができる。
3. 警察署長は免許を受けた者に対し免許の効力の仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して5日以内に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会を与えなければならない。
4. 免許を受けた者が自動車等の運転に関し、当該自動車等の交通による人の死傷があった場合において、道路交通法第72条（交通事故の場合の措置）第1項前段の規定（交通事故があったときは、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。）に違反したときは、その者が当該違反をしたときにおけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

問 17 大型貨物自動車の過積載（車両に積載をする積載物の重量が法令による制限に係る重量を超える場合における当該積載。以下同じ。）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 警察官は、積載物の重量の制限を超える積載をしていると認められる自動車が運転されているときは、当該自動車を停止させ、並びに当該自動車の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該自動車の積載物の重量を測定することができる。
2. 警察官は、過積載をしている自動車の運転者に対し、当該自動車に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。
3. 荷主は、自動車の運転者に対し、当該自動車への積載が過積載となるとの情を知りながら、積載重量等の制限に係る重量を超える積載物を当該自動車に積載させるため、当該積載物を引き渡す行為をしてはならない。
4. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車を運転することを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の使用者に対し、当該違反行為に係る運送の引き受けをしてはならない旨を命ずることができる。

4. 労働基準法関係

問 18 労働基準法に定める労働契約等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年（労働基準法第14条各号のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年）を超える期間について締結してはならない。
2. 労働契約の締結に際し、使用者から明示された労働者に対する賃金、労働時間その他法令に定める労働条件が、事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
3. 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後6週間並びに産前産後の女性が労働基準法第65条（産前産後）の規定によって休業する期間及びその後6週間は、解雇してはならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合等においては、この限りでない。
4. 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りではない。

問 19 労働基準法に定める就業規則についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇に関する事項等法令に定める事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。
2. 使用者は、法令に基づき作成した就業規則について、法令に定める事項を変更した場合は、行政官庁に届け出なければならない。
3. 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と協議し、その内容について同意を得なければならない。
4. 就業規則で労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める目的等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- 1 この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という。）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）であって、（ A ）の運転の業務（厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。）に主として従事する者をいう。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の（ B ）を図ることを目的とする。
- 2 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その（ C ）に努めなければならない。
- 3 使用者は、（ D ）その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

- | | | |
|---|-------------|-------------|
| A | 1. 二輪以上の自動車 | 2. 四輪以上の自動車 |
| B | 1. 労働条件の向上 | 2. 労働契約の遵守 |
| C | 1. 維持 | 2. 向上 |
| D | 1. 季節的繁忙 | 2. 運転者不足 |

問 21 貨物自動車運送事業の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船せず、また、隔日勤務には就いていない場合とする。

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（以下「トラック運転者」という。）の拘束時間は、1ヵ月について298時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、改善基準で定める範囲内において延長することができる。
2. 使用者は、トラック運転者の1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。
3. 使用者は、トラック運転者の運転時間は、2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均し1日あたり9時間、2週間を平均し1週間当たり40時間を超えないものとする。
4. 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

問 22 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 1 年間の各月の拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、「1 ヶ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

1.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	293 時間	282 時間	299 時間	300 時間	285 時間	280 時間	291 時間	299 時間	305 時間	320 時間	280 時間	303 時間	3,537 時間

2.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	301 時間	282 時間	293 時間	299 時間	255 時間	272 時間	299 時間	301 時間	315 時間	299 時間	256 時間	310 時間	3,482 時間

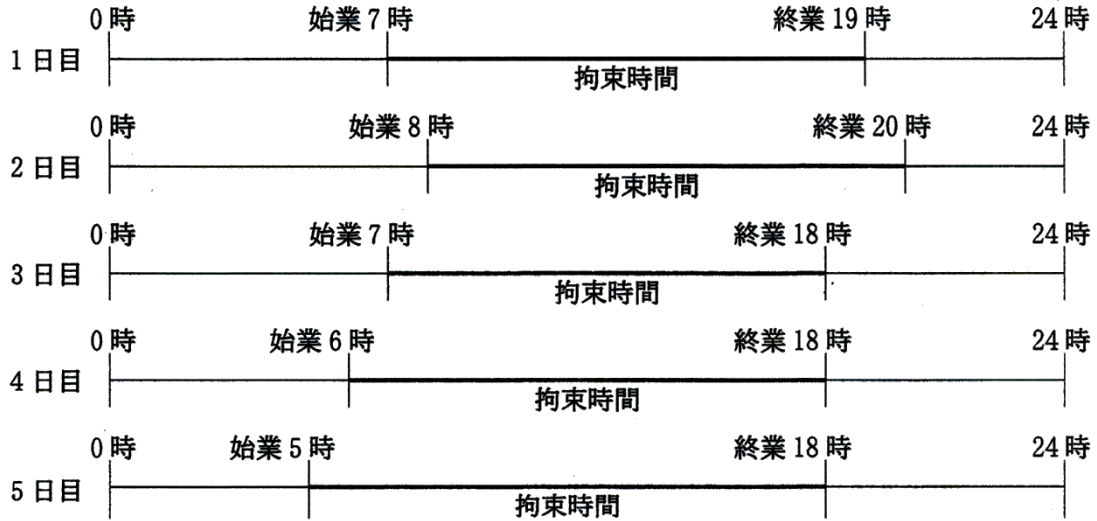
3.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	280 時間	315 時間	299 時間	280 時間	275 時間	300 時間	290 時間	285 時間	300 時間	310 時間	275 時間	300 時間	3,509 時間

4.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間
拘束時間	291 時間	273 時間	293 時間	310 時間	245 時間	272 時間	282 時間	294 時間	309 時間	299 時間	270 時間	322 時間	3,460 時間

問 23 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の 5 日間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づく 1 日の拘束時間の次の組合せのうち、正しいものを 1 つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。



1. 1 日目 : 12 時間 2 日目 : 13 時間 3 日目 : 12 時間 4 日目 : 13 時間

2. 1 日目 : 12 時間 2 日目 : 12 時間 3 日目 : 11 時間 4 日目 : 12 時間

3. 1 日目 : 12 時間 2 日目 : 12 時間 3 日目 : 12 時間 4 日目 : 13 時間

4. 1 日目 : 12 時間 2 日目 : 13 時間 3 日目 : 11 時間 4 日目 : 12 時間

©運行管理者試験対策.net
 (行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)

5. 実務上の知識及び能力

問 24 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。(※法改正により一部改変)

1. 業務前及び業務後の点呼のいずれも対面等で行うことができない業務を担当する運転者については、運行の安全を確保するために必要な事項等を記載した運行指示書を作成し、これを携行させている。このため、運行管理者は運転者に対し、携行している運行指示書に記載されている事項を確認し、それに基づき運行するよう指導していることから、電話等による業務前の点呼では、改めて事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な事項について指示をすることはしていない。
2. 出庫時から同乗する交替運転者の業務前の点呼については、運転を交替する地点において、テレビ機能付き携帯電話で行い、事業用トラックに車載するアルコール検知器で酒気帯びの有無を確認している。したがって、運行管理者は、出庫時から同乗する交替運転者が出庫時にアルコールの匂いがしていても、運転を交替する地点での業務前の点呼においてアルコールが検知されなければ、当該運転者に運転させている。
3. 輸送の安全の確保に関する取組みが優良であると認められたA営業所（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所）に選任された運行管理者は、営業所から離れた場所にある当該営業所のB車庫から乗務を開始する運転者に対して、当該車庫に設置してある国土交通大臣が定めた機器を使用して業務前の点呼を行っている。
4. 運行管理者の補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものである。したがって、運行管理者の補助者が行う点呼において、運転者が酒気を帯びていることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき当該運転者に対し指示しなければならない。

問 25 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。(※法改正により一部
改変)

1. 運行管理者は、業務前の点呼において運転者の健康状態を的確に確認することができるようにするため、健康診断の結果等から異常の所見がある運転者又は就業上の措置を講じた運転者が一目で分かるように、個人のプライバシーに配慮しながら点呼記録表の運転者の氏名の横にマークを付与するなどして、これを点呼において活用している。
2. 定期健康診断の結果、すべて異常なしとされた運転者については、健康管理が適切に行われ健康に問題がないと判断されること、また、健康に問題があるときは、事前に運行管理者等に申し出るよう指導していることから、業務前の点呼における疾病、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの確認は、本人から体調不良等の報告がなければ、行わないこととしている。
3. 運行管理者が不在の際、運行管理者の補助者が運転者に対して業務前の点呼を行った。点呼において、運転者の顔色、動作、声等を確認したところ、普段の状態とは違っており、健康状態に問題があり安全な運転に支障があると感じたが、本人から「安全な運転に支障はない。」との報告があったので、そのまま業務に従事させた。
4. 業務前の点呼において、運行管理者が運転者に対して酒気帯びの有無を確認しようとしたところ、営業所に備えられているアルコール検知器が故障して作動しないため使用できずにいた。その際、同僚の運転者から個人的に購入したアルコール検知器があるのでこれを使用してはどうかとの申し出があった。当該運行管理者は、当該アルコール検知器は故障したアルコール検知器と同等の性能のものであったので、これを使用して酒気帯びの有無を確認した。

© 運行管理試験対策.net
(行政書士高橋幸也うめさと駅前事務所)

問 26 運行管理者の業務上の措置等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

(※法改正により一部改変)

1. 運行管理者は、運転者に対し業務前の点呼を実施したところ、当該運転者から「乗務する事業用トラックの左側のブレーキ・ランプのレンズが割れている。」との報告を受けた。運行管理者は、ブレーキ・ランプについては自動車の日常点検にかかわるものであるが、割れているランプは片側だけであるので運行には差し支えないと考え、整備管理者に確認を求めず出庫させた。
2. 運行管理者は、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づく運転者の遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならないが、その実施については、個々の運転者の状況に応じて適切な時期に行えばよく、継続的、計画的に行わなくてもよい。
3. 踏切の手前で一時停止した後、踏切を通過する際には、走行速度が上がるにつれて原動機の回転数が上昇するため、変速装置を操作しがちである。しかし、変速装置を操作することによるトラブルの発生を防止するため、そのまま踏切を通過することが大切であり、その旨を日頃より運転者に対し指導を行う必要がある。
4. 運行管理者の所属する営業所では、休憩施設が所属する運転者数に対して慢性的に不足しており、運転者に休憩を十分に与えることが困難な状況にあった。当該運行管理者は、このような状況を放置すれば過労運転につながりかねないと判断し、当該施設の整備については運行管理者の行う業務の範囲外であることは承知していたが、事業者はこの現状を伝え、早急に改善する必要があることを助言した。

問 27 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 事業者は、運行管理者に対し、労働安全衛生法の定めによる定期健康診断を受診した運転者の一部に「要精密検査」との所見があっても、普段の点呼において健康状態に異常があると確認できない限り、次の定期健康診断までの間は医師の意見を聴かなくても、当該運転者に乗務させてもよいと指示した。
2. 事業者が、自社指定の医師による定期健康診断を実施したところ、一部の運転者は、当該健康診断を受診しなかった。このため、受診しなかった運転者は、他の医師が行う当該健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を当該事業者に提出した。
3. 漫然運転や居眠り運転の原因の一つとして、睡眠時無呼吸症候群と呼ばれている病気がある。この病気は、狭心症や心筋梗塞などの合併症を引き起こすおそれがあるので、安全運転を続けていくためには早期の発見及び治療が重要であることから、事業者は、日頃から運転者に対し、睡眠時無呼吸症候群の症状などについて理解させておく必要がある。
4. 常習的な飲酒運転の背景には、アルコール依存症という病気があるといわれているが、この病気は専門医による早期の治療をすることにより回復が可能とされており、一度回復すると飲酒しても再発することはないので、事業者は、アルコール依存症から回復した運転者に対しては、飲酒に関する指導を行う必要はない。

問 28 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。



1. 自動車のハンドルを切り旋回した場合、左右及び前後輪はおのおの別の軌跡を通る。ハンドルを左に切った場合、左側の後輪が左側の前輪の軌跡に対し内側を通ることとなり、この前後輪の軌跡の差を内輪差という。ホイールベースの長い大型車ほどこの内輪差が大きくなる。したがって、このような大型車を運転する運転者に対し、交差点での左折時には、内輪差による歩行者や自転車等との接触、巻き込み事故に注意するよう指導する必要がある。
2. 前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、それぞれの視界や見え方が異なり、運転席が高い位置にある大型車の場合は車間距離に余裕がないように感じ、乗用車の場合は車間距離に余裕があるように感じやすくなる。したがって、運転者に対して、運転する自動車による車間距離の見え方の違いに注意して、適正な車間距離をとるよう指導する必要がある。
3. 自動車は、運転者が直接見ることが出来ない箇所に対して後写鏡やアンダーミラー等を備えるなどして構造上の死角が少なくなるよう設計されているが、なお、死角は存在する。その他にも「前走車、対向車など他の交通による死角」、「道路構造、建物、樹木等道路環境による死角」、「夜間走行時の死角」等があるので、運転者に対して、これらの死角の特性に十分注意して運転するよう指導する必要がある。
4. 交通事故の中には、二輪車と四輪車が衝突することによって発生する事故が少なくない。このような事故を防止するためには、四輪車の運転者から二輪車が、二輪車の運転者から四輪車がどのように見えているのか理解しておく必要がある。四輪車を運転する場合、二輪車に対する注意点として、①二輪車も四輪車と同じように急に停車できない。②二輪車は死角に入りやすく、その存在に気づきにくい。③二輪車は速度が速く感じたり、距離が実際より近くに見えたりする。したがって、運転者に対して、このような二輪車に関する注意点を指導する必要がある。

問 29 荷主から下の運送依頼を受けて、A 営業所の運行管理者が次のとおり運行計画を立てた。この計画に関するア～ウについて解答しなさい。(※法改正により一部改変)

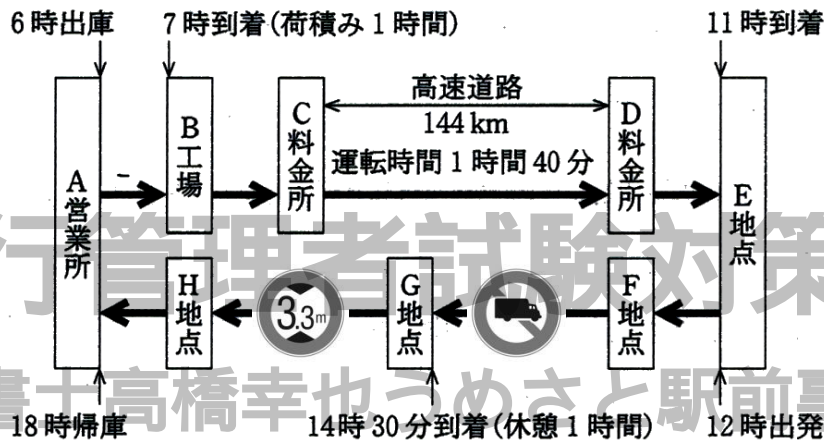
< 荷主からの運送依頼 >

B 工場で重量が 4,000 キログラムの建設機材を積み、E 地点に 11 時まで運送する。

< 運行の計画 >

- 次の運行経路図に示された経路に従い運行する。
- 道路標識等により最高速度が指定されていない高速自動車国道（高速自動車国道法に規定する道路。以下「高速道路」という。）の C 料金所と D 料金所間（走行距離 144 キロメートル）を、運転の中断をすることなく 1 時間 40 分で走行する。
- F 地点と G 地点間の道路には  が、G 地点と H 地点間の道路には  の道路標識が設置されているので、これらを勘案して通行可能な事業用トラックを配車する。

< 運行経路図 >



ア. 当該運行に適した車両を次の 1～3 の事業用トラックの中から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

事業用 トラック	乗車定員	車両重量 (kg)	最大積載量 (kg)	車両総重量 (kg)	自動車の大きさ (m)		
					長さ	幅	高さ
1	2 人	9,870	10,000	19,980	11.95	2.49	3.25
2	2 人	4,740	6,500	11,350	10.80	2.49	3.10
3	2 人	3,620	4,250	7,980	8.46	2.23	3.29

イ. 高速道路の C 料金所と D 料金所間の運転時間を 1 時間 40 分としたことが、適切な場合は解答用紙の「適」の欄に、適切でない場合は解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

ウ. 「ア. の解答」として選んだ事業用トラックを運転することができる運転免許を次の 1～4 の中からすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- 1. 大型自動車運転免許
- 2. 中型自動車運転免許
- 3. 準中型自動車運転免許
- 4. 普通自動車運転免許

問 30 運行管理者は複数の荷主からの運送依頼を受けて、下のとおり 3 日にわたる運行の計画を立てた。この計画に関する次の 1~4 の下線部の運行管理者の判断について、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

注) 本試験では問題内容に誤りがあり、全員正解とされた問題のため、内容を一部改変

1. 1 日についての拘束時間、連続運転時間及び 2 日を平均して 1 日当たりの運転時間が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。) を超えていないと判断して、当該運行を運転者 1 人乗務とした。
2. 1 日についての最大拘束時間が改善基準を超えていると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
3. 連続運転時間が改善基準を超えていると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。
4. 2 日を平均して 1 日当たりの運転時間が改善基準を超えていると判断して、当該運行には交替運転者を配置した。

<3 日にわたる運行の計画>

前 日 当該運行の前日は、その運行を担当する運転者は休日とする。

	始業時刻 4 時	出庫時刻 5 時					到着時刻 18 時	終業時刻 19 時
1 日目	営業所	運転 4 時間	休憩 30 分	運転 2 時間	荷降し 1 時間 30 分	休憩 1 時間	運転 4 時間	(点呼) 宿泊施設 (休息)

	始業時刻 6 時	出発時刻 7 時					到着時刻 21 時 20 分	終業時刻 22 時		
2 日目	宿泊施設	運転 2 時間	荷積み 1 時間	運転 2 時間	休憩 20 分	運転 2 時間	荷降し 2 時間	休憩 1 時間	運転 4 時間	(点呼) 宿泊施設 (休息)

	始業時刻 6 時	出発時刻 7 時					到着時刻 18 時 50 分	終業時刻 19 時	
3 日目	宿泊施設	運転 1 時間	荷積み 1 時間 30 分	運転 4 時間	休憩 1 時間	運転 2 時間	休憩 20 分	運転 2 時間	営業所

翌 日 当該運行の翌日は、その運行を担当する運転者は休日とする。

平成 25 年度第 2 回試験 (H26.3 実施) 解答・解説

問 1	問 2	問 3	問 4	
1	3	2,3	A : 2 B : 2 C : 2 D : 1	
問 5	問 6	問 7	問 8	
1	1,3	3	2	
問 9		問 10	問 11	問 12
A : 1 B : 2 C : 2 D : 1		4	2,3	3
問 13	問 14		問 15	問 16
2,4	A : 2 B : 1 C : 2 D : 2		3	2
問 17	問 18	問 19	問 20	
4	3	3	A : 2 B : 1 C : 2 D : 1	
問 21	問 22	問 23	問 24	
2,4	3	1	3,4	
問 25		問 26		
適 : 1 不適 : 2,3,4		適 : 3,4 不適 : 1,2		
問 27		問 28		
適 : 2,3 不適 : 1,4		適 : 1,3 不適 : 2,4		
問 29		問 30		
ア : 3 イ : 適 ウ : 1,2		4		

【運行管理者試験合格必勝セットのご案内】

専用 Web サイトでは、オリジナルテキスト・過去問題集・模擬試験が
セットになった運行管理者試験合格必勝セットを販売しております！

運行管理者試験対策.net <https://www.unkan-net.com/>



●凡例

事業法…貨物自動車運送事業法
 事業法施行規則…貨物自動車運送事業法施行規則
 安全規則…貨物自動車運送事業輸送安全規則
 事故報告規則…自動車事故報告規則
 指導及び監督の指針…貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導
 及び監督の指針
 車両法…道路運送車両法
 車両法施行規則…道路運送車両法施行規則
 保安基準…道路運送車両の保安基準
 保安基準細目…道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
 点検基準…自動車点検基準
 道交法…道路交通法
 道交法施行令…道路交通法施行令
 道交法施行規則…道路交通法施行規則
 労基法…労働基準法
 改善基準…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示 7 号）
 安全規則の解釈及び運用…貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

問1 正解1

1. 誤り。貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の3種類をいう（事業法2条1項）。なお、貨物自動車利用運送とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送を利用してする貨物の運送をいう（事業法2条7項）。
2. 正しい。（事業法2条2項）
3. 正しい。（事業法2条4項）
4. 正しい。（事業法2条6項）宅配便などが該当する。

問2 正解3

平成18年国土交通省告示第1091号によると、事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項は、「①輸送の安全に関する基本的な方針」、「②輸送の安全に関する目標及びその達成状況」、「③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計」とされており、統括運行管理者及び運行管理者の職務及び権限は含まれていない。

問3 正解2,3

1. 誤り。運行管理規程の制定は事業者の義務であり（安全規則21条1項）、運行管理者の業務ではない。
2. 正しい。（安全規則20条1項12号）
3. 正しい。（安全規則20条1項15号）
4. 誤り。運転者の勤務時間及び乗務時間を定めることは、事業者の義務である（安全規則3条4項）。運行管理者の業務は、事業者により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させることである（安全規則20条1項3号）。

問4 正解 A2 B2 C2 D1（安全規則7条1項、2項）

1. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。以下同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び（A＝確認）を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために（B＝必要な指示）を与えなければならない。
 - 一 酒気帯びの有無
 - 二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - 三 道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検の実施又はその確認
2. 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び（C＝運行の状況）について報告を求め、かつ、酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、法令の規定による（D＝通告）についても報告を求めなければならない。

問5 正解1

1. 誤り。運行記録計の記録の保存期間は、1年間である（安全規則9条）。
2. 正しい。（安全規則9条1号）
3. 正しい。（安全規則9条2号）
4. 正しい。（安全規則9条3号）

問6 正解 1, 3

1. 正しい。(安全規則 3 条 1 項、2 項)
2. 誤り。貨物自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疲労等により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない (安全規則 3 条 6 項)。
3. 正しい。(安全規則 3 条 7 項)
4. 誤り。特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が 100 キロメートル を超えるものごとに、本記述のような基準を定めなければならない (安全規則 3 条 8 項)。

問7 正解 3

1. 正しい。(事業法 24 条、事故報告規則 3 条 1 項)
2. 正しい。(事故報告規則 2 条 8 号)
3. 誤り。国土交通大臣に報告書を提出しなければならないのは、高速自動車国道又は自動車専用道路において、3 時間以上 自動車の通行を禁止させた事故があった場合である (事故報告規則 2 条 14 号)。
4. 正しい。(事故報告規則 3 条 2 項)

問8 正解 2

1. 正しい。(安全規則 8 条 1 項 4 号)
2. 誤り。休憩又は睡眠をした場合にあつては、その地点及び日時 を記録させなければならない。休憩の方法は記録事項ではない (安全規則 8 条 1 項 5 号)。
3. 正しい。(安全規則 8 条 1 項 6 号イ)。
4. 正しい。(安全規則 8 条 1 項 3 号)

問9 正解 A1 B2 C2 D1 (車両法 1 条)

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての (A = 公証) 等を行い、並びに安全性の確保及び (B = 公害の防止) その他の環境の保全並びに整備についての (C = 技術の向上) を図り、併せて自動車の整備事業の健全な (D = 発達) に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

問10 正解 4

1. 正しい。(車両法 66 条 5 項)
2. 正しい。(車両法 67 条 1 項)
3. 正しい。(車両法 62 条 1 項)
4. 誤り。指定自動車整備事業者が交付した有効な保安基準適合標章を自動車に表示している場合には、自動車検査証を備え付けなくても、当該自動車を運行の用に供することができる (車両法 94 条の 5 第 11 項)。

問11 正解 2, 3

点検基準によると、肢 1~4 のうち、「2. タイヤの溝の深さが十分であること」と「3. 原動機のファン・ベルトの張りが適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと」については、走行距離等から判断した適切な時期に点検を行えばよいとされている。なお、他の肢の点検については、1 日 1 回運行開始前に行わなければならない。

問12 正解 3

1. 正しい。(保安基準 2 条 1 項)
2. 正しい。(保安基準細目 195 条)
3. 誤り。灯光の色が黄色であつて点滅式の灯火を備えることができるのは、道路維持作業用自動車 だけである (保安基準 49 条の 2、保安基準細目 232 条)。

4. 正しい。(保安基準 43 条の 4、保安基準細目 222 条)

問 13 正解 2, 4

1. 誤り。車両等の運転者は、左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするときは、警音器を鳴らさなければならない(道交法 54 条 1 項 1 号)。
2. 正しい。(道交法 70 条)
3. 誤り。車両の運転者が同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときの合図を行う時期は、その行為をしようとする時の 3 秒前のときである(道交法施行令 21 条)。
4. 正しい。(道交法 53 条 1 項)

問 14 正解 A2 B1 C2 D2 (道交法 22 条の 2 第 1 項)

車両の運転者が最高速度違反行為を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下同じ。)の業務に関してした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の(A=使用者)が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な(B=運行)の管理を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に(C=指導)し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを(D=指示)することができる。

問 15 正解 3

1. 正しい。(道交法 17 条 2 項)
2. 正しい。(道交法 42 条 2 号)
3. 誤り。車両等は、横断歩道等又はその手前の直前で停止している車両等がある場合において、当該停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない(道交法 38 条 2 項)。
4. 正しい。(道交法 18 条 2 項)

問 16 正解 2

1. 正しい。(道交法 103 条の 2 第 1 項 1 号)
2. 誤り。免許を受けた者が自動車等の運転に関し、酒気を帯びて車両を運転し、その運転をした場合において酒に酔った状態であった者が、交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたときは、当該交通事故の発生場所を管轄する警察署長は、その者に対し、免許の効力の仮停止をすることができる(道交法 103 条の 2 第 1 項 2 号)
3. 正しい。(道交法 103 条の 2 第 2 項)
4. 正しい。(道交法 103 条 2 項 4 号)

問 17 正解 4

1. 正しい。(道交法 58 条の 2)
2. 正しい。(道交法 58 条の 3 第 1 項)
3. 正しい。(道交法 58 条の 5 第 1 項 2 号)
4. 誤り。このような場合、警察署長は、当該違反行為をした者(荷主)に対し、違反行為(過積載をして自動車を運転することを要求するという行為)をしてはならない旨を命ずることができる(道交法 58 条の 5 第 1 項 1 号、2 項)。

問 18 正解 3

1. 正しい。(労基法 14 条 1 項)
2. 正しい。(労基法 15 条 2 項)

3. 誤り。解雇が制限されるのは、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後 30 日間並びに産前産後の女性が労働基準法第 65 条の規定によって休業する期間及びその後 30 日間である（労基法 19 条 1 項）。
4. 正しい。（労基法 20 条 1 項）

問 19 正解 3

1. 正しい。（労基法 89 条前段）
2. 正しい。（労基法 89 条後段）
3. 誤り。使用者は、就業規則の作成又は変更について、労働組合（労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者）の意見を聴かなければならない（労基法 90 条 1 項）。同意までは不要である。
4. 正しい。（労基法 91 条）

問 20 正解 A2 B1 C2 D1（改善基準 1 条）

1. この基準は、自動車運転者（労働基準法（以下「法」という。）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）であって、(A = 四輪以上の自動車)の運転の業務（厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。）に主として従事する者をいう。）の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の労働時間等の(B = 労働条件の向上)を図ることを目的とする。
2. 労働関係の当事者は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その(C = 向上)に努めなければならない。
3. 使用者は、(D = 季節的繁忙)その他の事情により、法第 36 条第 1 項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

問 21 正解 2, 4

1. 誤り。使用者は、貨物自動車運送事業に従事するトラック運転者の拘束時間は、1 ヶ月について 293 時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、改善基準で定める範囲内において延長することができる（改善基準 4 条 1 項 1 号）。
2. 正しい。（改善基準 4 条 1 項 2 号）
3. 誤り。使用者は、トラック運転者の運転時間は、2 日（始業時刻から起算して 48 時間をいう。）を平均し 1 日あたり 9 時間、2 週間を平均し 1 週間当たり 44 時間を超えないものとする（改善基準 4 条 1 項 3 号）。
4. 正しい。（改善基準 4 条 2 項）

問 22 正解 3

拘束時間は、1 ヶ月について 293 時間を超えてはならない。ただし、労使協定があるときは、1 年のうち 6 ヶ月までは、1 年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲内において、320 時間まで延長することができる（改善基準 4 条 1 項 1 号）。

したがって、「1 年間の拘束時間が 3,516 時間を超えている場合」、「1 ヶ月の拘束時間が 320 時間を超えている場合」、「1 ヶ月の拘束時間が 293 時間を超えている月が 7 ヶ月以上ある場合」には改善基準に違反することとなる。

1. 適合していない。1 年間の拘束時間が 3,516 時間を超えている。
2. 適合していない。拘束時間が 293 時間を超えている月が 7 箇月（4 月、7 月、10 月、11 月、12 月、1 月、3 月）ある。
3. 適合している。1 年間の拘束時間が 3,516 時間を超えておらず、拘束時間が 320 時間を超えている月もない。また、拘束時間が 293 時間を超えている月が 6 箇月（5 月、6 月、9 月、12 月、1 月、3 月）である。

4. 適合していない。3月の拘束時間が320時間を超えている。

問23 正解1

1日の拘束時間は、「始業時刻から起算して24時間のなかで拘束されていた時間」をいう（改善基準4条1項2号）。

1日目：7時～19時＝12時間

2日目：8時～20時＋3日目の7時～8時＝13時間

※2日目の拘束時間は、「2日目の8時～3日目の8時の24時間の中で拘束されていた時間」となる。

3日目：7時～18時＋4日目の6時～7時＝12時間

※3日目の7時～8時は、「2日目の拘束時間」にも「3日目の拘束時間」にも含まれる。

※3日目の拘束時間は、「3日目の7時～4日目の7時の24時間の中で拘束されていた時間」となる。

4日目：6時～18時＋5日目の5時～6時＝13時間

※4日目の6時～7時は、「3日目の拘束時間」にも「4日目の拘束時間」にも含まれる。

※4日目の拘束時間は、「4日目の6時～5日目の6時の24時間の中で拘束されていた時間」となる。

問24 正解3,4

1. 適切でない。運行管理者は、業務前の点呼では、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な事項について指示をしなければならない。運行指示書の記載事項を確認し、それに基づき運行するよう指導している場合でも同様である。
2. 適切でない。事業用自動車の運行の業務を開始しようとする運転者に対しては、対面等により点呼を行わなければならない。したがって、本肢の場合、同乗する交替運転者に対しても、所属営業所で対面等による点呼を行う必要がある。また、酒気を帯びた状態にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならないので、出庫時にアルコールの匂いがする交替運転者を同乗させることも不適切である。
3. 適切。Gマーク営業所において認められているIT点呼についての記述である。
4. 適切。

問25 正解 適1 不適2,3,4

1. 適切。
2. 適切でない。業務前の点呼における疾病、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの確認は、体調不良等の報告の有無にかかわらず、行わなければならない。
3. 適切でない。補助者が行った点呼において、運転者が疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあると感じた場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。したがって、運転者本人から「安全な運転に支障はない。」との報告があったとしても、そのまま乗務させることは不適切である。
4. 適切でない。事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、常時有効に保持しなければならない。常時有効に保持とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。したがって、営業所に備えられているアルコール検知器が故障して作動しない場合において、故障したアルコール検知器と同等の性能のものであったとしても、運転者等が個人的に購入したアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認することは不適切である。

問26 正解 適3,4 不適1,2

1. 適切でない。ブレーキ・ランプについては自動車の日常点検にかかわるものであり、レンズが割れている場合には、整備管理者に確認を求め、運行の可否を整備管理者が決定する必要がある。

2. 適切でない。運行管理者は、貨物自動車運送事業法その他の法令に基づく運転者の遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識について、運転者に対する適切な指導及び監督を継続的、計画的に行う必要がある。
3. 適切。
4. 適切。運行管理者は、事業者に対し、事業用自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる。したがって、運行管理者の業務範囲外の事項であっても、事業用自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項であれば事業者に対し助言することができる。

問 27 正解 適 2, 3 不適 1, 4

1. 適切でない。事業者は、定期健康診断を受診した運転者の一部に「要精密検査」との所見があった場合には、たとえ普段の点呼において健康状態に異常があると確認できない場合でも、健康診断を行った医師から当該運転者の乗務に係る意見を聴いたうえで、当該運転者の乗務の可否の決定及び健康を保持するために必要な措置等をとるよう、運行管理者に対し、指示する必要がある。
2. 適切。労働安全衛生法 66 条 5 項によると、労働者は、原則として、事業者の指定した医師が行なう健康診断を受けなければならないが、当該健康診断を受けることを希望しない場合には、他の医師が行なう「当該健康診断に相当する健康診断」を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出すればよいとされている。
3. 適切。
4. 適切でない。アルコール依存症は、専門医による早期の治療をすることにより回復が可能だが、一度回復しても飲酒することで再発することも多いので、アルコール依存症から回復した運転者に対しても、飲酒に関する指導を継続的に行う必要がある。

問 28 正解 適 1, 3 不適 2, 4

1. 適切。
2. 適切でない。前方の自動車を大型車と乗用車から同じ距離で見た場合、運転席が高い位置にある大型車の場合は車間距離に余裕があるように感じ、乗用車の場合は車間距離に余裕がないように感じやすくなる。
3. 適切。
4. 適切でない。四輪車を運転する場合、二輪車に対する注意点としては、二輪車は速度が遅く感じたり、距離が実際より遠くに見えたりする。

問 29 正解 ア 3 イ 適 ウ 1, 2

- ア. F 地点と G 地点間の道路には「大型貨物自動車等通行禁止」の道路標識があるので、車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上の事業用トラックは、F 地点と G 地点間の道路を通行することができない。したがって、この運行に適した車両は、基準の重さに達していない 3 の事業用トラックということになる。(ちなみに、G 地点と H 地点間にある「高さ制限」の標識は、表示された高さを超える高さ(積載物の高さを含む)の車両の通行禁止を意味している)
- イ. 本運送に使用する事業用トラック 3 (アの解答により) のように「車両総重量が 8 トン未満で、かつ、最大積載量が 5 トン未満の貨物自動車」の場合、最高速度が指定されていない高速道路における最高速度は 100km/h とされている。
したがって、C 料金所から D 料金所までの 144km の距離を走行するためには、 $144\text{km} \div 100\text{km/h} = 1.44 \text{ 時間} = 86.4 \text{ 分}$ で、少なくとも 1 時間 27 分必要であり、運転時間を 1 時間 40 分としたことは適切である。
- ウ. 本運送に使用する事業用トラック 3 は中型自動車に該当するので、運転することができる運転免許は、1 の大型自動車運転免許と 2 の中型自動車運転免許である。

問 30 正解 4 (※本試験では問題内容の一部誤りがあり、全員正解となりました)

1. 誤り。(2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準を超えている)

肢4の解説参照のこと。

2. 誤り。(1日についての最大拘束時間は改善基準を超えていない)

1日についての最大拘束時間は、16時間を超えてはならない(改善基準4条1項2号)。

1日目～3日目までの各日の拘束時間を見ると、1日目は15時間(始業4時～終業19時)、2日目は16時間(始業6時～終業22時)、3日目は13時間(始業6時～終業19時)であり、16時間を超えている日はない。

3. 誤り。(連続運転時間は改善基準を超えていない)

連続運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、30分以上の「運転の中断」をしているかどうかで判断する。

なお、この30分以上の「運転の中断」については、少なくとも1回につき10分以上とした上で分割することもできる。

1日目～3日目までの各日の連続運転時間を見ると、連続運転時間が4時間を超えている日はないので、改善基準の限度を超えていない。なお、「運転の中断」とは、運転していない時間のことなので、休憩だけでなく荷積みや荷降しの時間も含まれる。

4. 正しい。(2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準を超えている)

1日の運転時間が改善基準に違反しているかどうかは、特定の日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均で判断するが、「特定日の前日と特定日の運転時間の平均」と「特定日と特定日の翌日の運転時間の平均」が、ともに9時間を超えている場合には改善基準に違反していることになる(「どちらも9時間を超えていない場合」や「どちらか一方だけが9時間を超えている場合」は違反ではない)。

1日目の運転時間の合計が10時間、2日目の運転時間の合計が10時間、3日目の運転時間の合計が9時間なので、「1日目と2日目の運転時間の平均」は、 $(10時間+10時間) \div 2 = 10時間$ 、「2日目と3日目の運転時間の平均」は、 $(10時間+9時間) \div 2 = 9.5時間$ であり、どちらも9時間を超えているため、改善基準を超えている。